

Thincacloudコード決済サービス利用規約（楽天ペイ）

第1章 総則

第1条 【規約の適用】

このThincacloudコード決済サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、TOPPANペイメント株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するコード決済サービス（以下、「本サービス」といい、詳細は第3条(2)に定義します。）の利用に関し適用されるもので、加盟店は本規約に従って本サービスを利用することができるものとします。

第2条 【規約の変更】

当社は、一定の予告期間をもって当社が定める方法で加盟店に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、予告期間の経過後も加盟店が本サービスの利用を継続したときは、かかる変更につき加盟店の承諾があったものとみなし、以降は変更後の規約が適用されるものとします。

第3条 【用語の定義】

本規約における各用語の定義は、別途定義されない限り以下のとおりとします。

(1) Thincacloud	当社が提供するコード決済等に関するプラットフォームの総称。
(2) 本サービス	当社が提供するThincacloudを利用したコード決済サービスで、加盟店の店舗において、利用者がコードを用いて代金の支払を行い、当社がコード発行会社よりその代金を代理受領し加盟店に引き渡すサービス。
(3) コード決済	本サービスの対象とするコード決済端末機器において、コード決済機能を用いて行う決済。
(4) コード発行会社	コード決済サービスの提供者であり、アクワイアラを通じて決済代金相当額を加盟店に支払う法人又は組織をいい、本規約の適用される楽天ペイにおいては楽天ペイメント株式会社（以下、「楽天ペイメント」といいます。）が楽天ペイサービスの提供者として指定する会社又は組織をいう。
(5) 楽天ペイ	楽天ペイメントが利用者に対して提供する本決済システムを利用した決済サービス。
(6) アクワイアラ	コード発行会社等や各種カード会社等より加盟店管理業務を委託された法人で、加盟店との間で加盟店契約を締結している日本国内に本店所在地を有する法人。
(7) 加盟店	アクワイアラと加盟店契約を締結し、本サービスを利用する日本国内に本店所在地を有する法人。
(8) 商品等	加盟店が利用者に提供する、物品・サービス・権利・ソフトウェアなど。
(9) 利用者	コード発行会社からコードの利用を認められ、コードを利用して加盟店で商品等を購入しようとする個人又は法人。
(10) Thincacloud決済端末	加盟店が、本サービスの利用に際して、決済システムにアクセスするためのコンピュータ、レジスター、携

	帯電話その他の当社が指定する通信端末。又は、当該決済システムにアクセスするための装置。
(11) シンカクラウド利用料	加盟店が、当社に対して、本サービスの利用に際して支払う利用料（消費税別途）。
(12) 決済システム	本サービスにおいて使用される、インターネット、携帯IP接続サービス、及び店舗に設置されたThincacloud決済端末上で、加盟店及び利用者が取引代金を決済することができるように構成されたシステム。
(13) 取引代金相当額	当社が加盟店に代わってコード発行会社から受領した、コード決済により提供された商品等の売上代金相当額。
(14) 加盟店支払額	取引代金相当額からコード発行会社及びアクワイアラの手数料を差し引いた金額。
(15) 精算金額	当社が、コード発行会社から受領した取引代金相当額から、シンカクラウド利用料等、消費税額、及び第15条第5項に定める控除額を差し引いた上で、加盟店の振込口座に入金する金額。
(16) 振込口座	加盟店が、本サービスの利用に先立ち、当社に届け出た金融機関の預金口座であり、かつ当社が精算金額を入金するための預金口座として承認したもの。

第2章 包括代理権の授与

第4条 【楽天ペイサービスの申込み】

1. 楽天ペイサービスの加盟店となることを希望する事業者（以下、「新規加盟店希望者」といいます。）は、予め「楽天ペイ（実店舗決済）アプリ決済加盟店規約」（当該規約に付帯する特約等を含みます。）の内容にすべて同意したうえで、包括代理加盟店である当社を通じて、楽天ペイメントに対し、以下の項目その他楽天ペイメント所定の情報の提供と共に、楽天ペイサービスの申込みを行うものとします。
 - 1 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等（法人の場合は、法人の商号、所在地、代表電話番号のほか、代表者の氏名、生年月日、性別、自宅住所及び自宅電話番号、並びに管理者の氏名及び所属部署等）楽天ペイメント所定の様式による加盟店申込画面入力情報。
 - 2 取扱商材。（許認可が必要な業種については、当該許認可の番号等、許認可の取得を示す事項）
 - 3 販売方式。（店舗販売）
 - 4 取扱店舗の名称、所在地及び電話番号。
 - 5 振込口座の情報。（ただし、新規加盟店希望者本人（法人の場合は当該法人）名義の口座に限る。）
 - 6 楽天ペイメントが指定する本人確認書類の写し。
 - 7 その他楽天ペイメント行う楽天ペイサービスの加盟店審査のため必要な情報又は資料。
2. 新規加盟店希望者は、前項の申込みにあたり、当社に対し、楽天ペイメントの指定する楽天ペイサービスに関する加盟店申込書式及び加盟店審査のための必要書類一式を提出するものとし、当社又は楽天ペイメントがこれを保管することに予め同意するものとします。
3. 新規加盟店希望者は、楽天ペイサービスの加盟店申込が同サービスの加盟店となるこ

とを確約するものではなく、楽天ペイメントの審査結果により加盟店となることができない場合があることを予め承諾し、審査結果について何ら異議を申し出ないものとします。

第5条 【包括代理権の授与】

1. 加盟店は、当社に対し、以下の事項について当該加盟店を包括的に代理又は代行する権限を授与することを表明及び保証し、又、本利用契約が終了するまで、当該包括的に代理又は代行する権限の授与を維持することを表明し、保証するものとします。
 - (1) アクワイアラと加盟店との間の加盟店契約を締結する行為及びこれに付随する一切の行為。（加盟店契約の締結に伴う書類その他の情報の乙への提出も含む。）
 - (2) アクワイアラと加盟店との間の届出、通知その他一切の連絡事項の取次ぎ。
 - (3) アクワイアラの加盟店に対する解除の意思表示及び自動更新の拒絶の意思表示その他の契約の終了に関する意思表示の受領。（加盟店に対する改善指導の連絡の受領も含む。）
 - (4) 加盟店契約に基づくアクワイアラの加盟店に対する相殺の意思表示の受領。
 - (5) 対象取引代金相当額の収納。
 - (6) その他当社と加盟店が合意し、アクワイアラが承認した事項。
2. 加盟店は、コード発行会社又はアクワイアラと当社の包括代理加盟店契約が有効である間は、加盟店が当社に授与した包括代理権の全部又は一部を撤回することはできないものとします。
3. 加盟店が当社に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、当社が包括代理加盟店として適切な行為を行わない等合理的な理由がある場合を除き、すべて当社が行い、加盟店は当事者としていかなる行為も行わないものとします。なお、アクワイアラが加盟店契約の当事者として加盟店に何らかの行為を行った場合には、加盟店は当社にすみやかに通知するものとします。
4. 加盟店は、加盟店契約に基づきアクワイアラが加盟店に対して支払い義務を負う加盟店支払額の支払いについては、本条第1項第5号に基づき収納代行権限を有する当社が受領するものとし、アクワイアラのかかる金銭の支払い義務は、アクワイアラが当社に対して支払いを行った時点で確定的に消滅することに予め同意するものとします。
5. 当社は、前項に基づき収納代行した金銭について、加盟店に対し、適切に引き渡し、加盟店からの問合せに応じるものとします。なお、加盟店への引渡し方法については第15条に定めるものとします。
6. 加盟店が第1項に基づく表明保証に違反した場合又は違反していたことが判明した場合には、速やかに当社に通知するものとし、前項に基づく表明保証に違反があったこと又は本項に基づく通知義務違反があったことに起因して当社に損害が生じた場合には、加盟店は、当社に対し、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第3章 利用契約の成立

第6条 【利用契約の申込】

1. 本サービスの利用申込は、本規約を承諾のうえ、当社が定める方法により行うものとします。
2. 利用契約を申し込む際に、加盟店の名称、商号、申込者名、会社所在地、電話番号、振込口座、商品等の種類、及び内容等、商品等の販売、提供手法、Thincacloud決済端末の設置場所、自己が利用するコード決済のアクワイアラ、その他当社が求める事項（以下、これらを併せて「加盟店届出情報」といいます。）を予め当社が定めるシステム利用申込書及びその他の様式（以下、これらを併せて「加盟店申込書」といいます。）に従い、書面により届け出て当社の承認を得るものとします。
3. 当社は、申し込み時に取得した加盟店届出情報を、加盟店の登録管理、精算金額の引

渡し、その他本サービスを提供するため並びにコード決済等の普及促進活動のために利用することができるものとします。ただし、個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」の定めに従った取扱いを行うものとします。

第7条 【利用契約の成立】

1. 本サービスの利用契約は、第6条【利用契約の申込】に定める申込に対し、当社が審査のうえ承諾した旨を通知した日に、本規約を内容として成立するものとします。
(以下、「本規約」といいます。)
2. 当社が第6条【利用契約の申込】に基づく申込者の申込を不適当と判断した場合には、当社は当該申込を拒否することができるものとします。当社は申込者にこの結果を連絡しますが、この場合、当社は拒否の理由を開示しないものとします。又、申込の際に提出を受けた加盟店申込書その他の書面等の返却は行わないものとします。

第8条 【加盟店届出情報の変更等】

1. 加盟店は、加盟店申込書、Thincacloudシステム利用申込書、及びその他の関係書類により当社に届け出た加盟店届出情報及びその他の重要な事項を変更する場合は、当社が定めた様式をもって事前に届け出るものとします。
2. 加盟店が、前項の届出を怠ったことに起因する損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4章 本サービスの内容

第9条 【本サービスの利用】

1. 加盟店は、本規約の定めに従い、利用者と加盟店との間の商品等に係る取引において、本サービスを利用し、コード決済を決済手段として用いることができるものとします。
加盟店と当社とは、商品等に関するコード決済を円滑に行うため、相互に緊密な連携を保ち、本規約に基づく事務を双方誠実に履行するものとします。
2. 当社は、コード発行会社との間で別途合意した場合、利用者に対してコード発行会社が発行するポイントの付与を行うものとします。この場合、加盟店は、コード発行会社又は当社からポイントに関する利用者への告知等の要請を受けたときは、これに従うものとします。
3. 加盟店は、コード発行会社からのコード決済利用促進のための印刷物、電子媒体などに加盟店の名称、所在地、及びインターネットアドレス等を掲載することを予め異議なく承諾するとともに、当社からコードの利用促進に係る加盟店への広告表示等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
4. 本サービスの提供区域は、日本国内に限定します。

第10条 【提供時間】

本サービスを受けることができる時間は、1日24時間、かつ1週7日とします。
ただし、第17条第1項及び第2項に係るソフトウェア・ハードウェアその他本サービスに関する設備のメンテナンスの時間を除きます。

第11条 【本サービスの利用料等】

1. 加盟店は本サービスを利用するに際して、Thincacloudコード決済サービス利用申込書又は別途締結する覚書に記載された初回システム登録料及びシンカクラウド利用料
(以下、「シンカクラウド利用料等」といいます。)を当社に支払うものとします。
2. 当社は、前項のシンカクラウド利用料等について、第15条第1項に定める加盟店支払額又はその他債権と相殺することができるものとし、加盟店は予めこれに承諾する

ものとしします。

3. 当社は、経済情勢の変化やその他の事情等により、合理的な範囲においてシンカクラウド利用料等を変更することができるものとし、加盟店は当該変更について予め承諾するものとしします。この場合、当社は加盟店に対して事前に通知を行うものとしします。又、変更後のシンカクラウド利用料等については別途覚書に定めるものとしします。なお、法令の制定又は改正により、消費税率等に変更があり、或いはその他の税金等が課された場合には、覚書は締結せず、法令の制定又は改正に従うものとしします。
4. 前項に定めるシンカクラウド利用料等の変更は、30日前の予告期間をもって当社から加盟店に通知され、変更実施日の取引から新しい料金が適用されるものとしします。予告期間が経過した以降も加盟店が本サービスの利用を継続したときは、加盟店が当該料金の変更を認めたものとみなし、変更後の料金を適用します。

第12条 【返品等による取消】

1. 加盟店は、本サービスの利用にあたり、利用者との間で返品等によりコード決済を利用した取引を取り消し、精算を行う必要が生じた場合で、すでに当社から商品代金等を支払われていた場合には、当社の指定する期日までに当該商品代金を当社の指定する金融機関の口座に振込むことにより返還するものとしします。
2. 加盟店が前項に基づく商品代金の返還を怠った場合には、当社は次回以降に加盟店に支払うべき商品代金等から、不足額を差し引くこともできるものとしします。
3. 前項の場合であっても、加盟店は当社に対して第11条【本サービスの利用料等】に定めるシンカクラウド利用料を同条に定める方法により支払うものとしします。

第13条 【コード発行会社に対する苦情対応】

当社は、利用者又は加盟店から、コード発行会社の業務について苦情・照会等の申出があったときは、コード発行会社の担当部署に通知するものとしします。ただし、当社は、利用者又は加盟店に対し、それ以上の対応を行う義務及び責任を負わないものとしします。

第14条 【収納代行事務の費用分担】

当社によるアクワイアラからの加盟店支払額の受領に関する業務の遂行にあたり、当社とアクワイアラとの間に生じる当該費用は当社が負担するものとし、その他の諸費用は加盟店が負担とするものとしします。

第15条 【精算金額の引渡し】

1. 当社は、取扱期間中にコード発行会社から売上承認を得た取引に関してアクワイアラから代理受領する加盟店支払額を、以下の表に定める通知日までに通知するとともに、加盟店支払額の受領を完了した後、以下に定める支払日（ただし、当該支払日が金融機関の休業日の場合は前営業日）までに、当該加盟店支払額から本条第5項に定める控除額を差し引いた精算金額を、加盟店に引き渡すものとしします。

(1) 月1回精算の場合

締切日（取扱期間）	通知日	支払日
当月末日（当月1日～当月末日）	翌月10日まで	翌月末日

(2) 月2回精算の場合

締切日（取扱期間）	通知日	支払日
当月15日（当月1日～当月15日）	当月25日まで	翌月15日
当月末日（当月16日～当月末日）	翌月10日まで	翌月末日

2. 精算金額の引渡しは、前項に定める締切日の15日後（金融機関が休業日の場合は前

営業日)にアクワイアラから当社に対して加盟店支払額が支払われることを条件とします。

3. 本条第1項の定めにかかわらず、加盟店支払額がシンカクラウド利用料等、消費税額、及び本条第5項に定める控除額の合計額と同額の場合は、当社と加盟店との間で何らの精算は行われたいものとし、加盟店支払額がシンカクラウド利用料等、消費税額、及び本条第5項に定める控除額に満たないときは、加盟店は、その不足額を当社へ支払うものとします。ただし、当社は、加盟店の不足額の支払に代えて、次回以降に加盟店に支払うべき加盟店支払額から、不足額を差し引くこともできるものとします。
4. 引渡し方法は、支払日（金融機関が休業日の場合は前営業日）までに加盟店の振込口座へ振込む方法によるものとします。なお、振り込み手数料は加盟店の負担とします。
5. 加盟店への精算金額の引き渡しにおいて、印紙税、消費税等の租税公課の課税がある場合は、加盟店がこれを負担するものとします。又、源泉所得税等や、加盟店が当社に対して負う債務等、当社が加盟店への支払額より控除すべきものがある場合は、これを控除して支払うものとします。

第16条 【当社の第三者委託】

当社は本規約に基づく業務の全部又は一部を、本規約において自己が負う義務と同等の義務を課すことにより、当社の責任において第三者に委託できるものとします。

第17条 【本サービスの停止又は中断】

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、緊急時を除き、原則として5営業日前までに書面（当社のWebサイト、FAX、電子メールを含みます。）にて加盟店に通知することにより、決済システムを一時的に中断できるものとします。
 - (1) ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの保全、拡張、移行のために必要となる決済システムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) 決済システムと接続している外部提携先システムのメンテナンスが実施される場合。
 - (3) 運用上或いは技術上、想定外の事由が生じ、決済システムの中断が必要と当社が判断した場合。
 - (4) その他当社が必要と認める場合。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に事前に通知することなく決済システムを一時的に中断できるものとします。
 - (1) ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの障害により、緊急に決済システムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) 楽天ペイメントのシステムが、停止又は中断される場合。
 - (3) データセンターの障害、コード発行会社システムの障害、一般通信回線・ネットワークの障害その他の想定外の障害により、決済システムの提供ができなくなった場合。
 - (4) 天災、地変、動乱、暴動、労働争議、その他の不可抗力により、決済システムの提供ができなくなった場合。
 - (5) 運用上或いは技術上、想定外の事由が生じ、緊急に決済システムの中断が必要と判断した場合。
 - (6) その他当社が必要と認める場合。
3. 加盟店は、前各項にかかわらず、加盟店におけるThincaccloud決済端末の障害、加盟店と当社との間のシステムの通信、又はシステムの保守管理に必要な時間その他のやむを得ない場合には、本サービスの提供を受けることができないことについて、予め承諾するものとします。

第18条 【免責事項】

1. 前条第1項及び第2項各号に定める事由が生じた場合における決済システムの停止若しくは中断、又は本サービスの停止若しくは中断、Thincacloud決済端末、及びその他の通信機器並びにその上で動作するアプリケーション等の不具合、通信障害による加盟店からのデータの受信エラーその他の決済システムの不具合等により、加盟店又は利用者その他の第三者に損害が生じた場合であっても、加盟店と利用者その他の第三者との間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、加盟店が誤って送信した本サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによって生じた事態につき、なんらの責任を負わないものとします。
3. 前各項に定めるほか、加盟店の責めに帰すべき事由により利用者その他第三者に損害が生じた場合は、加盟店がその責任において処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、加盟店の操作ミスにより生じたデータの修正は行わないものとします。
5. コード発行会社又はアクワイアラの責めに帰すべき事由（法的破綻及び事実上の破綻を含みますが、これらに限りません。）により、加盟店又は利用者が生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、コード発行会社との契約の維持及びサービス提供の維持に努めるものとしませんが、その維持を保証するものではなく、本サービスの内容の変更や本サービスの終了については責任を負わないものとします。
7. 万が一、当社に帰責性が認められる場合であっても、本サービスに関して当社が賠償する損害は、通常生ずべき損害に限り、かつ、損害の原因が生じた月にかかるシンカクラウド利用料の月額を上限とします。

第5章 加盟店の義務

第19条 【取扱禁止商品等】

加盟店は、以下の各号に該当する商品等を、本サービスを利用して利用者に販売又は提供してはならないものとします。

- (1) 公序良俗に反するもの。
- (2) 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約その他の関連法令、条例等又は国際条約の定めに違反するもの。
- (3) 第三者の著作権・肖像権・知的所有権などを侵害するもの。
- (4) 商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券、換金性のあるポイント、電子マネーのチャージ。
- (5) 商品等の引渡し若しくは役務提供を複数回に渡り又は継続的に行う取引。（特定商取引に関する法律に定義する「特定継続的役務提供」を含むが、これに限られない。）
- (6) その他、当社が不相当と判断したもの。

第20条 【加盟店の責任】

1. 加盟店は、本規約を承諾し、これらを遵守するものとします。
2. 加盟店は、本規約に定める義務等を加盟店の従業員その他本規約にかかる加盟店の業務を行う者に遵守させるものとします。
3. 加盟店は、自らが販売又は提供する商品等の品質に関して、善良なる管理者の注意の下に管理を行うものとします。
4. 加盟店は、コード発行会社が利用者向けに定める規約、利用約款等の内容を承認し、これらに従い、利用者に商品等に関してコード決済を利用させ、又は本サービスを利用するものとします。

5. 加盟店は、本サービスを利用する上で問題が生じている旨を当社が合理的な根拠に基づき判断した場合には、当社の指示に従い、必要な是正を行うものとします。
6. 加盟店が、本サービスを利用した取引で加盟店の責めに帰すべき事由により当社、コード発行会社、又はアクワイアラに損害を与えた場合は、加盟店は当社、コード発行会社又はアクワイアラが被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
7. 加盟店は、いかなる理由があっても、コードの複製、改変若しくは解析等を行わないものとし、又これらの行為に加担・協力してはならないものとします。
8. 加盟店は、各種法令に従いこれを遵守するものとします。
9. 加盟店は、本サービスの利用に関し当社とコード発行会社又はアクワイアラとの間で決定した事項を遵守するものとします。
10. 加盟店は、本サービスを利用する以外の目的で、決済システムにアクセスしてはならないものとします。
11. 加盟店は第32条【契約解除】各号に該当する事由が生じた場合、直ちに当社へ連絡するとともに、加盟店が利用者に対して負う責務の履行が完了していない利用者にも連絡し、責任をもって対応するものとします。
12. 加盟店は、利用するコード決済に関して必要となるアクワイアラとの契約を事前に又は同時に締結していなければならないものとします。
13. 加盟店は、本サービスに接続するThincacloud決済端末及び回線設備等を加盟店の費用と責任において準備するものとします。
14. 加盟店は、自己の責任において、本サービスを正常に利用できるようThincacloud決済端末及び回線設備等を維持管理するものとします。
15. 本サービスに接続するThincacloud決済端末は、機能面及び性能面において、本サービスに接続するのに十分な検証が完了していることを条件とします。
16. 本サービスに接続するThincacloud決済端末は、当社の指定する要件を満足し、安定した状態で保守及び運用の維持を図ることができていることを条件とします。

第21条 【Thincacloud決済端末の管理】

加盟店は、本サービスを利用するためのThincacloud決済端末において、次のことを遵守するものとします。

- (1) 加盟店は、Thincacloud決済端末を、日本国内に限定して設置するものとし、日本国外のThincacloud決済端末から本サービスに接続しないものとします。
- (2) Thincacloud決済端末を善良な管理者の注意義務をもって管理し、本サービスを利用する目的に限定して使用するものとします。
- (3) Thincacloud決済端末を盗難又は亡失した場合は、直ちに当社に通知し、Thincacloud決済端末の停止依頼を行うものとします。又、当社が別途指示する所定の指示に従うものとします。
- (4) 本サービスに対し、不正アクセス行為は行わないものとします。

第22条 【利用者との紛議】

1. 本サービスを利用した取引に関して加盟店と利用者又は第三者との間で何らかの紛議が生じた場合には、その理由の如何を問わず、全て加盟店の責任と負担において解決するものとし、加盟店と利用者との債権債務（商品等に関するものを含みますが、これらに限りません。）その他の一切の事項及びそれらに基づく加盟店と利用者との間の紛争については、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 前項にかかわらず、当社が当該紛争等を処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用は加盟店が負担するものとします。
3. 本サービスを利用した取引に関して、当社又はコード発行会社が利用者又は第三者から異議、苦情などを受けた場合は、速やかに加盟店に通知するものとし、加盟店は、当社又は当社を通じたコード発行会社の指示に従い、直ちにその解決のために必要な

措置を講ずるものとします。なお、当該通知若しくは指示は、加盟店の損害賠償義務を免除するものではありません。

4. 当社は、前各項の紛議において対象となった商品等に係る取引代金相当額について、アクワイアラから商品等の代金が支払われた場合に限り、加盟店に商品等に係る取引代金相当額を支払うものとし、アクワイアラから商品等の代金の支払がない限り、当社は、加盟店に対する商品等に係る取引代金相当額の支払義務を負わないものとします。
5. 前項により、当社が加盟店に対する支払を留保した商品等に係る取引代金相当額には、利息、遅延損害金等を付さないものとします。
6. 加盟店は、直ちに利用者との紛議の原因を解消するよう努めるものとします。
7. 当社は、紛議の解決にあたり、利用者に対して当該商品等にかかる取引代金相当額を直接返金しないものとします。
8. 加盟店は、当社から理由が提示され、本サービスに関する資料等を提出するよう請求があったときは、遅滞なくその資料を提出するものとします。又、本サービスの利用状況等、当社の調査に誠実に協力するものとします。

第23条 【情報の提供等】

1. 加盟店は、当社又はコード発行会社が公的機関等から法令に基づく開示要求を受けたとき、並びに当社又はコード発行会社が開示相当と認めたときには、加盟店届出情報その他のコード決済取引に関する情報を公的機関等へ開示、提出等することを予め承諾するものとします。
2. 加盟店は、当社に対し、コード決済取引に関するセキュリティ又は利用者形態の調査等に関する情報（ただし、当社及びコード発行会社への提供について利用者の承諾を得ていない個人情報を除きます。）や資料の提供等について最大限の協力をするものとします。この場合加盟店は、当社又はコード発行会社が合理的範囲内でかかる調査結果に関する情報及び加盟店届出情報を利用すること、或いは他の加盟店に必要な情報を提供できることを予め承諾するものとします。
3. 加盟店は前項に定める他、当社から要請があった場合には必要な協力を行うものとします。

第24条 【データの消去】

1. 当社は、加盟店のデータが当社の定める所定の基準を超えたとき又は第32条【契約解除】各号のいずれかに該当するときは、加盟店に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除又はデータの転送を停止することがあります。
2. 当社は、本契約の解除等があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。
3. 前2項の場合において、当社は、加盟店又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

第6章 一般条項

第25条 【通知】

1. 当社から加盟店に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。
 - (1) 当社のWebサイト上に掲載する方法。この場合は、掲載されたときをもって、加盟店に対する通知が完了したものとします。
 - (2) 加盟店が加盟店申込書により当社に届け出たメールアドレス宛てに通知する方法。この場合は、加盟店の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に到達したときをもって、加盟店に対する通知が完了したものとします。

- (3) その他、当社が適切と判断する方法。この場合は、当該通知の中で当社が指定したときをもって、加盟店に対する当該通知が完了したものとします。
2. 本規約又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合であっても、加盟店は、当社が前項各号の手続きをもって書面による通知に代えることができることに予め同意するものとします。

第26条 【営業秘密の守秘義務等】

1. 当社及び加盟店は、本契約に関連して知り得たお互いの技術上、営業上、その他一切の情報（個人情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。又、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に対してこれらの秘密情報を開示し、又はこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の1つに該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、個人情報はすべて秘密情報に含まれるものとします。
 - (1) 取得以前に既に公知であるもの。
 - (2) 取得後に取得者の責めによらず公知となったもの。
 - (3) 取得以前に既に所有していたものでその事実が立証できるもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの。
3. 当社及び加盟店は、相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約の履行の目的のためにのみ使用し、本契約の履行に必要な範囲内に限り、秘密情報を複製又は複写できるものとします。この場合、秘密情報の複製物又は複写物についても秘密情報と同様に取り扱うものとします。
4. 当社及び加盟店は、法令又は金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定め等に基づき秘密情報の開示の要請又は命令を受けた場合には、かかる要請又は命令を受けたことを相手方に通知した上で、かかる秘密情報を最小限の範囲で開示することができるものとします。
5. 当社及び加盟店は、本契約が終了した場合、相手方が要求した場合、又は、秘密情報が不要になった場合には、相手方の指示に従い直ちに秘密情報を相手方に返却又は廃棄若しくは消去するものとします。なお、廃棄又は消去する場合には、復元不可能な態様にてこれを行うものとします。
6. 本条は、本契約終了後も3年間は有効に存続するものとします。

第27条 【当社の知的財産権】

1. 本サービスの提供に関連して当社が加盟店に貸与又は提示する物品（本規約、本サービスのサービス仕様書、マニュアル等を含みます。以下、本条において同じとします。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。
2. 加盟店は、前項のほか、次のとおり物品を取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
3. 本条の規定は、本契約が終了した後も、効力を有するものとします。

第28条 【譲渡等の禁止】

1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本規約に基づき当社に対して有

する債権、権利、及び本規約上の地位を、第三者に譲渡、貸与、質入、その他担保として提供し、又は、本規約に基づき当社に対して負担する債務を、第三者に引き受けさせることはできないものとします。

2. 加盟店が合併又は会社分割等により、本規約に基づく権利又は本規約上の地位を包括継承する場合は、包括継承の効力が発生するおおむね30日前までに、当社にその旨を通知するものとします。

第29条 【任意解約】

当社又は加盟店は、本契約の期間中であっても、解約を希望したときには、3ヶ月前までに当社が指定する解約届を送付又は提出して解約日を通知することをもって、いつでも本契約を解約することができるものとします。この場合、加盟店は事由の如何を問わず、当社に対し損害賠償を請求できないものとします。なお、かかる当社が定める書面に解約日が記されていない場合には、当該書面到達の日から3ヶ月を経過した日を解約日とします。

第30条 【有効期間】

1. 本契約の有効期間は、本契約成立の日から1年間とします。ただし、期間満了2ヶ月前までに加盟店、当社のいずれかが相手方に対し書面により異議を申し出ないときは、さらに同一条件をもって1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当該期間内に異議申出があった場合には、期間満了により本契約は終了するものとします。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、当社は加盟店が本サービスを一度も利用することなく、1年間を経過した場合は、本契約を終了することができるものとします。
3. コード発行会社及びアクワイアラと当社との間の本サービスを提供するために必要な契約が、事由を問わず終了したときは、その時点をもって加盟店と当社との本契約も終了するものとします。

第31条 【反社会的勢力の排除】

1. 加盟店は、自己はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、代理人又は媒介者（以下、「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律。（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団といいます。）
 - (2) 暴力団員。（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員といいます。）
 - (3) 暴力団準構成員。
 - (4) 暴力団関係企業。
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団。
 - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含み、これらに限りません。）を有する者。
 - (7) その他前各号に準じる者。
2. 加盟店は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

- (5) その他前各号に準じる行為。
3. 当社は、加盟店が2項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、かかる解除によって加盟店に生じた損害、損失、及び費用を補償する責任を負わないものとします。

第32条 【契約解除】

1. 加盟店に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当社は何らの催告を要せずに即時に本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 支払の停止、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、又は合併によらず解散したとき。
 - (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき、又は銀行取引停止処分があったとき。
 - (3) 裁判所、行政庁その他これらに類する機関による業務停止命令等が出された場合で、相手方が本契約を解除することが適当と認めるとき。
 - (4) 本サービスの利用又は提供にあたり、故意又は重大な過失により相手方に損害を与えたとき。
 - (5) 第8条【加盟店届出情報の変更等】の加盟店届出情報に関して、虚偽の申告を行っていたことが判明したとき。
 - (6) 仮差押、仮処分、保全差押又は差押その他の強制執行又は滞納処分の申立を受けたとき。
 - (7) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき。
 - (8) 架空の取引に係る売上金額の支払い請求、その他不正な行為を行った客観的な事由があると当社が判断したとき。
 - (9) 当社又はコード発行会社の信用を失墜させる行為を行ったと当社が判断したとき。
 - (10) 当社に対して暴力、威力又は詐欺的要求、又は法的責任を超えた不当な要求を行ったとき。
 - (11) その他加盟店として不適当と当社又はコード発行会社が判断したとき。
 - (12) 本規約の条項の一つでも違反したとき。
2. 本条による本契約の解除は、当社の加盟店に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第33条 【本契約終了時の義務】

本契約が第29条【任意解約】、第30条【有効期間】又は前条【契約解除】により終了したときは、加盟店は以下の義務を負うものとします。

- (1) 加盟店は、自己の利用者に本サービスの利用を行わせてはならないものとします。又、本契約の終了について、当社の指示にも従うものとします。
- (2) 加盟店は、取扱関係書類、印刷物等、当社から交付された一切をすみやかに当社に返却するものとします。なお、電子的な方法で交付され返却できないものは、加盟店の責任において破棄するものとします。
- (3) 加盟店の本規約に基づく当社に対する未履行の債務がある場合には、加盟店は直ちに債務を履行するものとします。

第34条 【損害賠償】

1. 加盟店は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償するものとします。
2. 加盟店が当社に対する金員の支払を遅滞したときは、支払うべき金員に対して年1

4. 6%（年365日日割計算）の遅延損害金を付加して支払うものとします。

第35条 【本サービスの廃止】

1. 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスの一部又は全部を廃止する場合には、予め加盟店にその旨を通知します。
2. 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
3. 本サービスの一部又は全部の廃止により、加盟店が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第36条 【準拠法】

本契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第37条 【合意管轄裁判所】

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条 【協議事項】

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、加盟店と当社は誠意を持って協議のうえ解決するものとします。

以上

令和 元年 10月 18日 制定

令和 5年 4月 1日 改定

令和 5年 11月 17日 改定

令和 8年 4月 1日 改定